平成２３年（フ）第６６号
金沢市近岡町869番地３、従前の住所福井市加茂緑苑町710番地
債務者　平塚　晃子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
石川県石川郡野々市町住吉町12番16―10号
債務者　山本　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
石川県石川郡野々市町御経塚町87番地　コルテーレ106号室、住民票上の住所石川県かほく市白尾ヌ52番地
債務者　濱田　一成
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３６号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島79番地の１
債務者　松田　桂子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３５号
名古屋市中川区昭和橋通６丁目31番地　久田マンション601号
債務者　小林　　淳
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４号
兵庫県姫路市広畑区才1040番地３　シャーメゾン大塚１
債務者　丹波　和代（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７２４号
広島市南区東青崎町10番15号　２階
債務者　山村美惠子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
青森県八戸市小中野３丁目22番２号　ちぐさ荘３号
債務者　寺澤　三男
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
秋田県能代市落合字古釜谷地９番地33
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１９２７号
京都市西京区大原野西竹の里町１丁目15番地11棟204号
債務者　福田　裕一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５２号
京都府宇治市宇治小桜59番地
債務者　安藤　裕也
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０１号
京都市南区唐橋琵琶町10番地１　第３洛西ハイツ303号
債務者　カラオケシープこと　安川　照子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
京都府木津川市木津町内垣外63番地８　八木アパート　Ｆ203号
債務者　清水　伯和
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
京都市上京区猪熊通中立売下る猪熊１丁目347番地
債務者　京町屋ゲストハウス弁天こと　恒吉堅太郎
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目155番地第二蓬川荘社宅203
債務者　安田　　正
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８７号
兵庫県尼崎市富松町１丁目35番10号
債務者　三輪　直美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０１号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目７番６―303号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目７番４号　Ｄ’ｓ　ｃｏｕｒｔ　606号
債務者　早見　明音（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係